

「広報新宿」の制作一括業務委託に係るプロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は「広報新宿」の制作一括業務委託に係る事業者を選定するためのプロポーザルを実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(件名)

第2条 プロポーザルの件名は「「広報新宿」の制作一括業務委託に係るプロポーザル」とする。

2 選定した事業者に対する業務の委託件名は、「広報新宿」の制作一括業務委託とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区とは新宿区をいう。
- (2) 総合政策部長とは、新宿区総合政策部長をいう。
- (3) 参加予定者とは第8条で定める書類を提出したものをいう。
- (4) 参加者とは第11条で定める書類を提出した者をいう。

(募集要項の公表)

第4条 別紙「「広報新宿」の制作一括業務委託に係るプロポーザル募集要項」を令和6年1月19日に区公式ホームページ等に掲出し、公表するものとする。なお、公表をもって公募開始とする。

(プロポーザルの実施内容)

第5条 「広報新宿」の制作一括業務に係る企画案を募り、最適な企画提案事業者を契約締結候補事業者として選定するものである。

(委託業務内容)

第6条 「広報新宿」の制作一括業務を委託する。

※詳細は、別紙「「広報新宿」の制作一括業務委託仕様書(案)」のとおり

(参加資格)

第7条 参加資格は、下記の条件を満たす事業者とする。基準日は、公募開始の日とする。なお、契約締結時までに下記の参加資格を欠いた場合は、契約を締結しないことができるものとする。

- (1) 業務責任者が自治体広報紙に関する知識及び技術を有すること。
- (2) 過去10年以内に、3年以上の自治体広報紙(区報や市報など継続的に発行する広報物に限る)の制作業務またはこれに類似する業務実績があること(いずれも令和5年4月1日時点)。
- (3) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスで新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する欠格条項に該当しないこと。

- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日 13 新総財第 550 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 3 日 23 新総契契第 2218 号）別表の左欄に掲げる措置要綱に該当していないこと。

（参加手続き）

第 8 条 プロポーザルの参加を希望する者は、令和 6 年 2 月 13 日（火）午後 5 時までに、下記の書類を一括して総合政策部区政情報課広報係に提出することにより参加の手続きとする。提出方法は持参または郵送（郵送の場合は期日までに必着）し、持参する場合は、あらかじめ来庁日時を連絡するものとする。

- (1) 参加申請書兼誓約書（第 1 号様式） 1 部
- (2) 会社概要 1 部

※会社概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているものでよい。

（参加予定者の質問）

第 9 条 参加予定者は、プロポーザルに係る事項について、「質問票」（第 2 号様式）を提出することにより、質問を行うことができる。

- 2 「質問票」は、令和 6 年 2 月 7 日（水）午後 5 時までに、事務局へ提出するものとする。
- 3 提出方法は電子メールによる送信とする。

メールアドレス info@city.shinjuku.lg.jp

- 4 第 1 項の質問に対する回答は、令和 6 年 2 月 9 日（金）午後 5 時までに事務局が電子メール等により参加予定者全員に対して行う。

（参加の辞退）

第 10 条 参加者及び参加予定者は、第 8 条に規定する申請をしてから契約締結候補事業者の選定があるまでの間、プロポーザルへの参加を辞退することができる。ただし、辞退の理由を付して、「参加辞退書」（第 3 号様式）により行うものとする。提出方法は持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。

（企画提案書等の作成及び提出方法）

第 11 条 プロポーザルの参加予定者は、令和 6 年 2 月 13 日（火）午後 5 時までに、下記の書類を一括して持参により総合政策部区政情報課広報係に提出すること。また、あらかじめ来庁日時を連絡するものとする。提出期限までに書類の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 企画提案書 | 10部 |
| (2) 企画提案作品(広報紙案) | 10部 |
| (3) 貸借対照表、損益計算書 | 1部 |
| (4) 見積書 | 1部 |

※企画提案書は、10部のうち、1部(正本)は表紙に社名・所在地の詳細(町丁目番地)・代表者等氏名・電話番号・あて先を記載し、代表者印を押すこと。残りの9部(副本)は、事業者名等が判明する内容を記載しないこと。

※貸借対照表及び損益計算書は、過去3年分を提出すること。

(企画提案書の仕様)

第12条 企画提案書は、「「広報新宿」の制作一括業務委託に係るプロポーザル募集要項」の各指示に基づき作成するものとする。

(企画提案作品の仕様)

第13条 企画提案作品は、「企画提案作品の制作について」に基づき作成するものとする。

(聞き取り調査)

第14条 提案書類の受領後、契約締結候補事業者の選定までの間、必要に応じて、参加者に聞き取り調査を行う。

(公募手続き等のスケジュール)

第15条 公募手続き等のスケジュールは以下のとおりとする。

募集要項の配布	1月19日(金)～2月13日(火)午後5時
参加申請書の受付	1月19日(金)～2月13日(火)午後5時
質問票の受付	2月1日(木)～2月7日(水)午後5時
企画提案書等の受付	1月19日(金)～2月13日(火)午後5時
第一段階評価	2月15日(木)
第一段階評価通知	2月22日(木)
第二段階評価	3月11日(月)
契約締結候補事業者の決定通知(予定)	3月下旬
契約の締結(予定)	4月1日(月)

(選定委員会)

第16条 企画提案書に対する評価及び選定を行うため、「広報新宿」の制作一括業務委託に係る事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置するものとする。

2 選定委員会の構成員、選定方法その他必要な事項は、「「広報新宿」の制作一括業務委託に係る事業者選定委員会実施要領」による。

(第一段階評価)

第17条 選定委員会は、提出された企画提案書等に不備がない応募事業者について、企画提案

書等により第一段階評価を行う。評価点合計が満点の6割以上で、かつ上位3社までの事業者を、第二段階評価を行う事業者として選定する。

- 2 総合政策部長は、前項により選定された第二段階評価を行う事業者に対して、第二段階評価に係る選定の実施日等を通知する。
- 3 総合政策部長は、第一段階評価の結果、選定されなかった事業者に対しては、本実施要領第20条の規定に基づき、「広報新宿」の制作一括業務委託に係る不採用通知書（第5号様式）により、不採用になったことを通知する。

（第二段階評価）

- 第18条 選定委員会は、前条により選定された第二段階評価を行う事業者を対象に、総合政策部長が指定する日時及び場所（令和6年3月11日（月）、区役所本庁舎3階302会議室で行うことを予定しているが、変更となる場合がある）において、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定を行う。
- 2 前項のプレゼンテーション及びヒアリングについては、「広報新宿」の制作一括業務委託の業務責任者が行うものとし、出席者は業務責任者及び同行者をあわせて最大で3名以内とする。

（契約締結候補事業者の選定）

- 第19条 選定委員会は、全選定委員の評価点を合計し、6割以上得点した事業者の中から契約締結候補事業者を選定することとし、該当する事業者から提出された見積額を第一段階評価及び第二段階評価の選定委員による評価の合計点で除し（小数点以下切り捨て）、評価点1点あたりのコストパフォーマンスを算出する。コストパフォーマンスが最も優れている事業者に100点を評価点として与え、その他の事業者については、最も優れているコストパフォーマンスの値をその他の事業者のコストパフォーマンスの値で除し、100を乗じて価格性能比評価点を算出する（価格性能比による評価）。第一段階評価と第二段階評価の選定委員による評価点及び価格性能比評価点を合計した上、協議により総合的に判断し、契約締結候補事業者を選定する。
- 2 選定委員会は、第二段階評価において参加者が1事業者のみとなった場合、合計評価点が第一段階評価及び第二段階評価の総点数の6割に達していた場合、当該参加者を契約締結候補事業者として選定できるものとする。
 - 3 前2項により選定する契約締結候補事業者は、提出した見積書の金額が委託契約上限額以下の事業者とする。

（委託する事業者の選定及びその通知）

- 第20条 総合政策部長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書類によりその結果を通知する。
- （1）第一段階評価を通過した事業者 「広報新宿」の制作一括業務委託に係る第一段階評価通過通知書（第4号様式）
 - （2）第一段階評価を通過しなかった事業者 「広報新宿」の制作一括業務委託に係る第一段階評価不採用通知書（第5号様式）
不採用通知書には、不採用の理由を付する。

(3) 第二段階評価採用の事業者 「広報新宿」の制作一括業務委託に係る採用通知書(第6号様式)

(4) 第二段階評価不採用の事業者 「広報新宿」の制作一括業務委託に係る不採用通知書(第7号様式)

不採用通知書には、不採用の理由を付する。

(5) 結果の公表

選定後、件名、契約締結候補者名、選定委員の内訳を区公式ホームページにて一年間公表する。

(参加経費等)

第21条 参加者及び参加予定者がこのプロポーザルに参加し、または参加するための準備に要した費用は、参加者及び参加予定者が負担する。

2 企画提案書及び会社概要等については、区の所有物として区が保管及び廃棄し、参加者及び参加予定者への返却は行わない。

3 企画提案書等の提出物は、情報公開制度の趣旨に則り個人情報や事業者の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、原則公開とする。

4 企画提案書の提出物に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。

5 企画提案書の提出期限後における差替え及び再提出は一切認めない。

6 区は、採用された提案書の内容について、選定委員会における選定結果に抵触しない範囲で事業者と協議のうえ変更することができる。

(参加者の失格)

第22条 参加者が次の各号に該当した場合には、失格とする。

(1) 募集要項に定める手続きを遵守しない場合

(2) 応募書類に虚偽の記載をした場合

(3) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合

(事務局)

第23条 プロポーザルの事務局は区政情報課に置く。

(疑義の決定等)

第24条 本実施要領の各条項若しくは解釈について疑義が生じたとき、又は、本実施要領に定めない事項については、総合政策部長が定めるものとする。

附則

この要領は令和6年1月19日から施行する。